

墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例
の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

国が定める公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正等に伴い、次のとおり公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置等の基準等を改正する。

レジオネラ症対策の強化

ア 清掃及び消毒が必要な貯湯槽の範囲を拡大するとともに、貯湯槽内部の清掃方法に、ぬめり等の汚れを除去する方法を加える。

イ 調節槽を使用する際、点検、清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去することとする。

ウ 清掃、消毒、検査等の実施状況を記録する施設に、調節槽を加える。

エ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造の設備を設けることとする。

混浴制限年齢の引下げ

混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に改める。

その他

ア 入浴者に対し、例外なく、かみそりの貸与を行わないこととする。

イ その他、所要の規定整備を行う。

2 施行期日

1の エ及び イに関する改正規定 本年10月1日

上記以外に関する改正規定 令和4年1月1日